

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



廃棄物の処理を検討するにあたり、避けて通れないのは処理施設です。
処理業者さんはもちろんのことながら、自分では処理していないという排出事業者さんでも、自分の廃棄物がどのように、そして適正に処理されているか、処理することが出来るのか、を確認するためにも処理施設の知識は必要です。
では、先月の宿題から。

宿題Q、次のうち、産業廃棄物処理施設として設置許可が必要な施設はどれか。

- (1) 廃プラスチック類の熔融施設、処理能力 10t/日
- (2) 動植物性残さの堆肥化施設、処理能力 10t/日
- (3) 汚泥の乾燥施設、処理能力 120t/日
- (4) ガラスくずの破碎施設、処理能力 12t/日
- (5) 動植物性残さの乾燥施設、処理能力 150t/日

【解説】

法第 15 条第 1 項を受け、政令第 7 条で設置許可が必要となる産業廃棄物処理施設を規定している。

この規定の仕方は処理対象となる産業廃棄物の種類とその処理の方法、処理施設の処理能力で定めていることから、このうちどれかが対象外であれば、産業廃棄物を処理する施設であっても、設置にあたり許可は不要である。ただし、第三者の産業廃棄物を処理するときは第 14 条の処理業の許可は必要であるので、注意が必要である。

(3)を除いては、許可対象外となる要因である「産業廃棄物の種類」「処理の方法」「処理能力」のどれかに該当している。

正解 (3)

これも暗記問題と言えはそれまでですが、闇雲に暗記するのは得策ではありません。
まず、動植物性残さ、ガラスくずを対象とした(設置許可の必要な)産業廃棄物処理施設はありません。
また、処理方法を「熔融」としている施設はアスベスト廃棄物(廃石綿等、石綿含有産業廃棄物)しかありません。
このような特徴的なことを覚えておくと、能力の数値は覚えていなかったとしても、正解は(3)しかないとわかります。
もう一つ処理施設の問題を。

～廃棄物処理問題～

Q、次のうち、産業廃棄物処理施設として設置許可が必要な施設はどれか。

- (1) 廃プラスチック類の破碎施設、処理能力 3t/日
- (2) 木くずの破碎施設、処理能力 4t/日
- (3) がれきの破碎施設、処理能力 3t/日
- (4) 管理型最終処分場、面積 970 m²
- (5) 廃酸の中和施設、処理能力 10 m³/日

【解説】

(4)を除き、いずれも「産業廃棄物の種類とその処理の方法」では該当になる処理施設であるが、処理能力が規定よりも小さいことから設置許可の対象とはならない。

(4)の管理型最終処分場は、平成9年の政令改正までは、いわゆる「裾切り規制」があり、1,000 m²未満は設置許可の対象外としていたが、この政令改正により「裾切り規制」を撤廃したことにより、それ以降はいくら小さな管理型最終処分場でも設置許可の対象となった。

正解 (4)

この問題も暗記問題と言えればそれまでですが、解説にあるとおり、現在では最終処分場はいくら小さい施設であっても設置許可の対象となります。
このことを知っていれば、正解は(4)とすぐにわかります。
では、宿題としてちょっと視点を変えた問題を。



宿題Q

最終処分場の設置に関する記述として、正しいものはどれか。

- (1) 処理業者が最終処分場を設置する場合は設置許可が必要だが、排出事業者が自社の産業廃棄物だけを処分するための最終処分場を設置する場合の設置許可は不要である。
- (2) 処理業許可と処理施設設置許可は別制度であることから、自社処理のための最終処分場でも設置に当たっては設置許可が必要である。
- (3) 市町村が一般廃棄物の最終処分場を設置する場合も設置許可は必要である。
- (4) 産業廃棄物の廃プラスチック類破碎施設を設置する場合は設置許可が必要であるが、最終処分場の設置には許可は不要である。
- (5) 産業廃棄物の最終処分場については都道府県知事、一般廃棄物の最終処分場については市町村長の設置許可が必要である。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。

BUN環境課題研修事務所 長岡 文明 氏 プロフィール

山形県山形県技術吏員として入庁。廃棄物処理法、浄化槽等を29年間担当。廃棄物に関する豊富な知識と経験を生かし、BUN環境課題研修事務所を開設、今日に至る。

主な著書：「土日で入門 廃棄物処理法」、「どうなってるの？廃棄物処理法」、「ここまでわかる！廃棄物処理法問題集」、「廃棄物処理法の重要通知と法令対応」など